

第五部

知多市水防計画

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 水防管理団体等の責務	1
第1 水防管理団体の責任	1
第2 ため池管理者の責任	1
第3 一般住民の義務	1
第3節 安全確保	
第1 安全配慮	1
第2章 水防組織	2
第1節 水防本部の組織	2
第1 水防本部の組織及び運営	2
第2節 水防団の組織	3
第1 水防団編成表	3
第3章 水防施設	4
第1節 水防倉庫及び水防資器材	4
第1 水防倉庫及び水防資器材の備蓄数量	4
第2 水防資器材の確保と補充	5
第2節 通信連絡	5
第1 通信連絡の方法	5
第2 通信連絡事項	5
第3 避難立退きの伝達方法	6
第4 水防警報及び解除の伝達方法	6
第3節 非常輸送	7
第1 輸送の方法	7
第2 輸送力の確保	7
第4章 非常配備	8
第1節 市の非常配備体制	8
第1 非常配備の種類	8
第2 非常配備につく時期及び解除の時期	9
第3 本部要員の平常の心得	9
第2節 水防団の非常配備体制	9
第1 出動準備	9
第2 出動	9
第5章 水防危険区域の想定	10
第1節 水防上の注意箇所	10
第2節 重要な水門、こう門等	10

第6章	水防警報	11
第1節	水防警報を行う区域	11
第2節	水防警報を発する基準	11
第3節	水防警報伝達系統	12
第4節	水防信号、水防標識	12
第7章	水防活動	15
第1節	気象	15
第1	雨量観測	15
第2	水位及び潮位観測	15
第2節	予警報とその措置	15
第1	水防活動に必要な予警報	15
第2	予警報等の伝達	16
第3	措置	16
第3節	水防団の出動	16
第1	出動準備	16
第2	出動	16
第4節	監視及び警戒とその措置	17
第1	常時監視	17
第2	非常警戒	17
第3	河川、海岸の巡視責任者	18
第5節	水門等の操作	18
第6節	水防作業	19
第1	水防工法	19
第2	水防活動上の心得	20
第7節	避難	21
第8節	決壊等の通報及び決壊後の処理	22
第1	決壊の通報	22
第2	決壊箇所の処置	22
第9節	水防解除	22
第8章	水防訓練等	23
第1節	水防訓練	23
第1	水防訓練実施要領	23
第2	水防訓練実施時期	23
第2節	費用負担と公用負担	23
第1	費用負担	23
第2	公用負担	23

第3 損失補償	24
第3節 水防報告と水防記録	25
第9章 河川管理者の協力	26
第1節 河川管理者の協力事項	26
第1 河川管理者の水防への協力	26

概要

この計画は、水防法、災害対策基本法、県水防計画の趣旨に基づき、洪水、津波又は高潮による水災を警戒、防御するとともに、これによる被害を軽減するための計画である。

水防計画

第1章 総則

第1節 目的

この知多市水防計画は、「水防法」(昭和24年法律第193号)、「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)及び県水防計画の趣旨に基づき、洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、市内の各河川、海岸、ため池等に対し、水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送及び水門又はこう門の操作、水防のための水防団(消防団)の活動、水防管理団体相互間の応援並びに必要な資器材、施設の整備と運用、避難立退きについて実施の大綱を示したものである。

第2節 水防管理団体等の責務

第1 水防管理団体の責任

本市は、県内の水防管理団体のうちで水防上公共の安全に重大な関係があるとして、県知事が指定した水防管理団体であり、その管轄区域内(市内)の水防を十分に果たす責任を有する。

第2 ため池管理者の責任

水害が予想されるときは、水防管理者の指揮下に入り、必要に応じ門扉等の開閉を行わなければならない。

第3 一般住民の義務

常に気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合は、進んで水防に協力しなければならない。

第3節 安全確保

第1 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団(消防団)員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団(消防団)員自身の安全は確保しなければならない。

第2章 水防組織

第1節 水防本部の組織

知多市水防本部（以下「水防本部」という。）は、災害対策本部を構成する各部班のうちで、水防活動に特に関係の深い部班で編成し、水防業務の統括に当たり、水防本部を市役所に置く。

なお、水防本部は、災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部に統合されるものとする。

第1 水防本部の組織及び運営

水防本部長（市長）

水防副本部長（副市長）

都市整備部	—	土木班	水防計画に関すること。 水防本部の庶務に関すること。 各班の連絡調整に関すること。 水害、土砂災害等危険箇所の巡視に関すること。 道路、橋りょう、河川等の被害調査、応急復旧に関すること。
総務部	——	危機管理班	非常配備に関すること。 気象警報、注意報などの情報に関すること。
企画部	——	広報班	広報に関すること。 報道機関との情報交換に関すること。
環境経済部	—	農業振興班	農業用施設の水防活動に関すること。
消防部	—	指揮班	水防時の警戒、防御に関すること。 水防団（消防団）に関すること。
		予防班	自主防災会への伝達に関すること。
		警防班	緊急広報に関すること。

第2節 水防団の組織

知多市水防団（消防団）の編成、分担区域及び役職者は、次のとおりとする。

第1 水防団編成表

水防本部 団長、副団長

名 称	定 員	区 域
第1分団	25	八幡、北浜町の一部、つつじが丘、緑町、清水が丘、原、寺本台、平野、八幡新町、西巽が丘、阿原の一部、南巽が丘、巽が丘、柳花、社山、笠松、伊賀坂、鎌が谷、三反田、馬背口、こうの巣、東七曲、寺本新町
第2分団	25	新知、佐布里、北浜町の一部、にしの台、梅が丘、朝倉町、阿原の一部、新知台、新知東町、新知西町、佐布里台
第3分団	25	岡田、日長の一部、南谷、吹込、上り戸、岡田美里町、岡田緑が丘
第4分団	25	日長の一部、新舞子、新舞子東町、旭、大草、金沢の一部、日長台、南浜町、新広見、旭桃台、旭南の一部、緑浜町、長浦、日長東田
第5分団	25	金沢の一部、南粕谷、大興寺、旭南の一部、神田、南粕谷新海、南粕谷本町、南粕谷東坂、草木、新長根、山屋敷、東大僧、中原、新刀池、大僧

第3章 水防施設

第1節 水防倉庫及び水防資器材

第1 水防倉庫及び水防資器材の備蓄数量

倉庫名	緑町倉庫	八幡東部倉庫	岡田倉庫	新舞子倉庫	八幡倉庫	合計
所在地	緑町	八幡字南大平地	岡田字段戸坊	新舞子字大口	八幡字茶原下	
面積 (m ²)	50.0	54.0	39.4	57.71	54.0	255.11
対象河川	美濃川	阿久比川	日長川	日長川	信濃川	
主要資材	木杭 (本)	100	100	100	100	500
	土のう (袋)	250	250	250	300	1,300
	土のう袋 (枚)	8,000	1,000	1,000	1,000	12,000
	麻袋 (枚)					
	かます (枚)					
	むしろ (枚)					
	トラロープ (巻)	2	2	2	2	10
主要器材	鉄線 (kg)					
	たこづち (丁)					
	掛矢 (丁)	2	2	2	2	10
	かつぎ棒 (本)					
	シャベル (丁)	3	3	3	3	15
	のこぎり (丁)	2	2	2	2	10
	おの (丁)					
	ペンチ (丁)					
	もっこ (枚)					
	なた・かま (丁)	1	1	1	1	5
	み (丁)					
	つるはし (丁)	1	1	1	1	5
	ハンマー (丁)	2	2	2	2	10
	とうぐわ (丁)					
	なわとおし (丁)					
	クリッパー (丁)	2	2	2	2	10
はしご (基)						
照明具 (台)						
発電機 (台)						
舟艇 (そう)						
一輪車 (台)						

第2 水防資器材の確保と補充

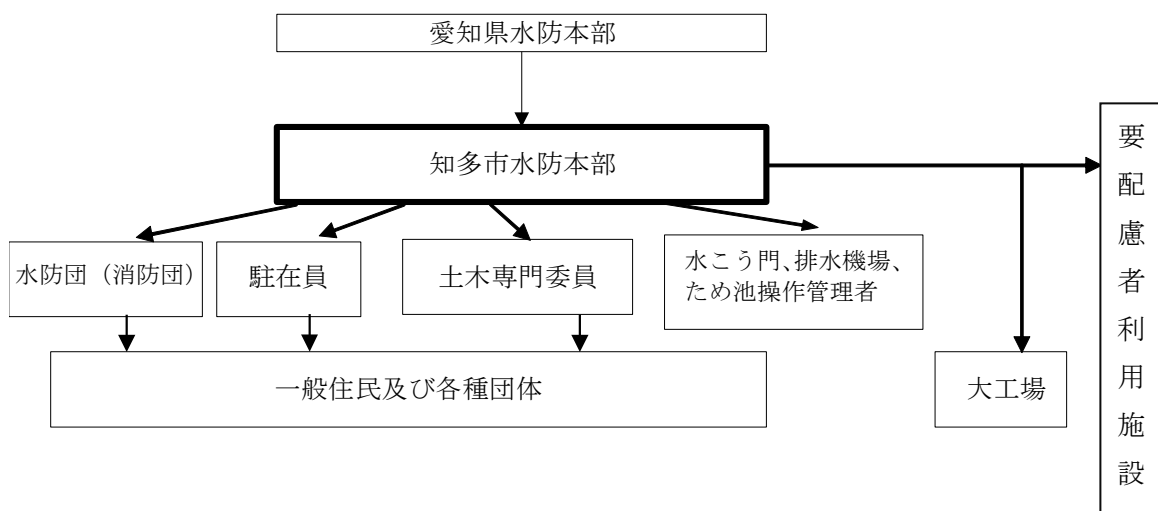
備蓄資器材では不足するような緊急事態が発生した場合は、一般家庭の協力を得て手持資器材で、補給するものとする。

第2節 通信連絡

第1 通信連絡の方法

通信連絡の確保は、水防活動の根源である。特に停電時にあっても迅速かつ確実な通信体系を確立するため、発動発電機を併設する無線通信施設の整備に努めるものとする。

水防時における通信連絡システムは、以下のとおりである。



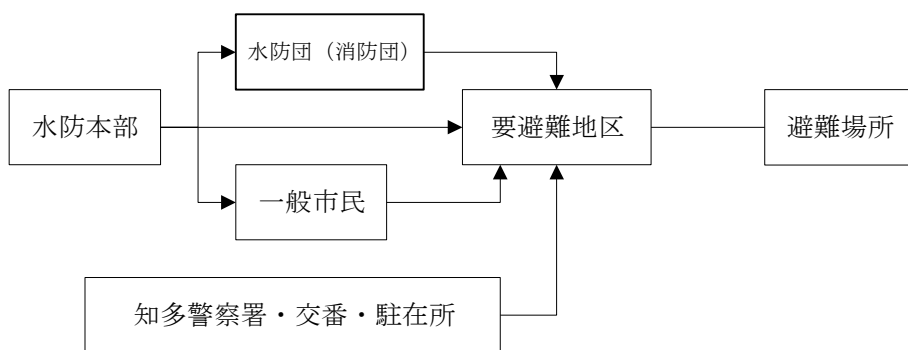
第2 通信連絡事項

通信連絡を必要とする事項は、次のとおりである。

- 1 気象状況
- 2 水位情報
- 3 水防出動
- 4 堤防その他の破壊
- 5 避難のための立退き
- 6 水防警報解除

第3 避難立退きの伝達方法

高潮により水があふれ、漏水、堤防決壊等、非常事態が発生し、住民の避難立退きを伝達しようとする場合の方法は、知多市防災行政無線（同報系）又は口答（連呼）とする。口答（連呼）の系統は次のとおりとする。



第4 水防警報及び解除の伝達方法

水防警報及び解除は、県水防本部の情報に基づき、知多市防災行政無線（同報系）などにより水防各関係者及び一般住民に知らせるものとする。この責任者は、水防本部（土木班）とする。

第3節 非常輸送

水防時における水防要員、水防資器材の輸送力の確保、交通規制については、「知多市地域防災計画」に定めるところによるものとする。

第1 輸送の方法

- 1 自動車による輸送
- 2 舟艇による輸送
- 3 ヘリコプターによる輸送
- 4 人夫による輸送

第2 輸送力の確保

自動車等の確保、借上げは次の順位とする。

- 1 市所有の車両
 - (1) バス
 - (2) 乗用車
 - (3) 貨物車
- 2 公共的団体の車両
- 3 営業者所有の車両
- 4 自家用の車両

第4章 非常配備

第1節 市の非常配備体制

水害の防止及び軽減についての活動が、他の防災活動と一体となって迅速かつ強力で推進できるよう、地域防災計画と関連を持たせ、非常配備の体制を整える。

第1 非常配備の種類

非常配備の種類は次のとおりとし、津波に関する気象予警報及び南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の非常配備体制及び編成については地域防災計画による。

1 警戒配備

次の予警報のいずれかが発表された場合、又は、災害が発生するおそれのある場合で、市長がその必要があると認めたとき。

- (1) 大雨注意報
- (2) 洪水注意報
- (3) 高潮注意報
- (4) その他

2 第1非常配備

次の予警報のいずれかが発表された場合、又は、相当規模の災害が発生するおそれのある場合で、市長がその必要があると認めたとき。

- (1) 暴風警報
- (2) 大雨警報
- (3) 洪水警報
- (4) 高潮警報
- (5) その他

3 第2非常配備

第1非常配備に入った後において、災害が発生又は確実に発生すると予想される場合で、市長がその必要があると認めたとき。又は、次の予警報のいずれかが発表されたとき。

- (1) 暴風特別警報
- (2) 大雨特別警報
- (3) 高潮特別警報
- (4) 波浪特別警報

4 第3非常配備

市の全域又は相当の地域に災害が発生し、又は発生すると予想される場合で、市長がその必要があると認めたとき。

第2 非常配備につく時期及び解除の時期

水防本部長（水防管理者）は、水防情報、気象情報等により状況を判断し、非常配備につく時期及び解除の時期の指示をする。

第3 本部要員の平常の心得

水防本部要員は、常に気象状況に注意し、出動が予想されるときは、自ら進んで出動するものとする。

第2節 水防団の非常配備体制

水防団（消防団）は、水防管理者の定める次の事項により、水防活動を確実、迅速に行う。

第1 出動準備

水防計画に定めた出動準備基準（「第7章 第3節 水防団の出動」）によるほか、次の場合には、水防団（消防団）は出動を準備する。

- 1 気象予警報等により、洪水、高潮の危険が予想されるとき。
- 2 豪雨により、堤防の決壊、漏水、がけ崩れ等のおそれが生じ、その他水防上必要と認められるとき。

第2 出動

水防計画に定めた出動基準（「第7章 第3節 水防団の出動」）によるほか、次の場合には、水防団（消防団）は直ちに出動する。

- 1 潮位が異常を示し、高潮のおそれがあると予想され、又は台風が接近し危険が予想されるとき。
- 2 堤防の漏水、決壊等の危険を予知したとき。

第5章 水防危険区域の想定

第1節 水防上の注意箇所

市内の河川、海岸及びため池で水防上注意を要する箇所は、別表第1及び別表第2のとおりである。

これらの注意箇所については、常に現況把握に努め、その水防対策を確立するものとする。河川及び海岸の管理者は、予想される危険の防止、軽減等、当該施設の保全に努めなければならない。

第2節 重要な水門、こう門等

水防上重要な水門、こう門等は別表第3のとおりである。

この重要水門等については、常にその規模、能力等を熟知するとともに、緊急時に対処できる応急対策を確立しなければならない。水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるように努めなければならない。

特に、水防時においては適正操作を図り、水害の軽減防止に努めるとともに、操作状況を必要に応じ水防管理者に報告するものとする。

第6章 水防警報

第1節 水防警報を行う区域

1 降雨等による河川の洪水又は海岸の高潮に関する区域

本市においては、県知事が水防警報を行う海岸として、愛知県沿岸（弥富市地先から静岡県境まで）に含まれている。

2 津波に関する区域

- (1) 海岸線を有する市町村（知多市）
- (2) 津波河川遡上の可能性がある県管理河川（日長川、信濃川）

注）津波による遡上の可能性があるのみで、直ちに浸水するおそれがあるものではない。今後、被害予想分析等により修正予定。

第2節 水防警報を発する基準

1 知事が高潮による水防警報を行う海岸

市町村等をまとめた地域（参考）	発令区域（市町村名）	発表基準（標高(m)）		発表者 建設事務所長	備考
		準備	出動		
知多地域	知多市	1.7	2.9	知多	

2 知事が津波による水防警報を行う河川及び海岸

気象庁が「伊勢・三河湾」に「津波注意報」、「津波警報」又は「大津波警報」を発表した場合

3 水防警報の段階と内容

(1) 準備

気象予報により高潮の危険が予想されるとき、水防資器材の整備点検、水門等の開閉準備を通知するものである。

(2) 出動

潮位が異常を示し高潮のおそれがあると予想され、あるいは台風が通過するおそれがあるとき、水防団(消防団)の出動を通知するものである。

(3) 情報

水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するものである。

(4) 解除

潮位が警戒水位を下回り、水防活動の必要がなくなったとき。

水防活動の終了を通知するものである。

第3節 水防警報伝達系統

1 高潮による水防警報

愛知県知多建設事務所 → 知多市

2 津波による水防警報

愛知県河川課 → 知多市

第4節 水防信号、水防標識

水防信号及び標識は、「水防信号及び標識に関する規則（昭和31年愛知県規則第34号）」によるものとする。

1 水防信号

- (1) 出動信号 水防団（消防団）に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- (2) 避難信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの

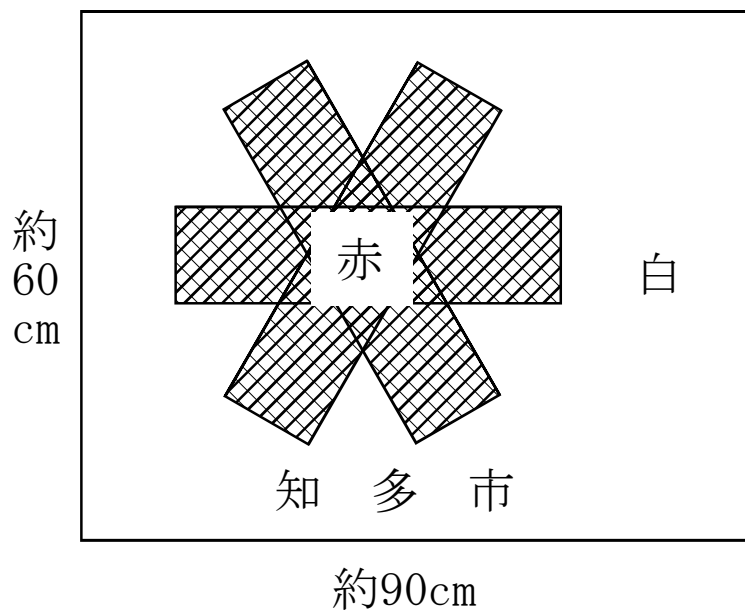
種 別	打鐘信号	余いん防止サイレン信号
出 動	(3 点) ●—●—●—●—●—●	約5秒 ——— 約6秒 ———
避 難	●—●—●—●—●	約3秒 ——— 約2秒 ———

- 注 1 信号継続時間は適宜とする。
- 2 打鐘のほか必要に応じ吹鳴等も併用する。

2 水防標識

(1) 緊急自動車優先通行標識

水防のため出動する緊急自動車（道路法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）は、優先通行を確保するため次の標識を用いる。



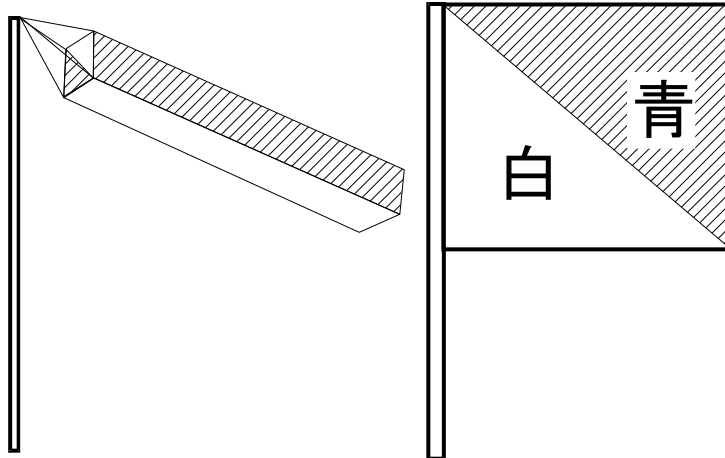
(2) 水防警報発令標識

水防警報発令の場合は、次の標識を用いる。

水 防 警 報 発 令 中

形状大きさ適宜

地色は青色とし文字は白色とする。



第7章 水防活動

第1節 気象

第1 雨量観測

1 水防時における本市の雨量観測所

観測所名	知多市消防署
所在地	知多市新知字西新生73
観測員	消防署員
通報先	水防本部

2 観測員の通報業務の内容

- (1) 雨が降り始めてから50mmに達したときは、その時刻と降り始めの時刻
- (2) 50mmに達した後は、毎時の観測値
- (3) 雨がやんだときは、その時刻と総雨量

第2 水位及び潮位観測

愛知県水防テレメータシステム等により積極的に水位情報の収集に努めるものとする。

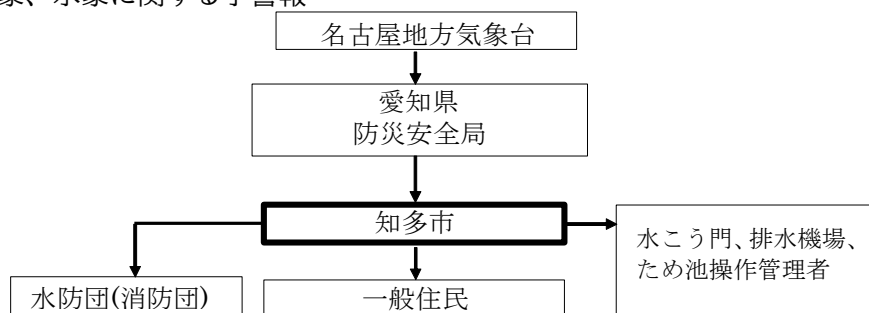
第2節 予警報とその措置

第1 水防活動に必要な予警報

「第二部 第三編 第1章 第3節 予警報の種類と発表基準」を参照

第2 予警報等の伝達

1 気象、水象に関する予警報



第3 措置

水防活動に関する予警報等を受領したときは、必要な事項を水防計画に定めるところに従い水防団（消防団）及び住民へ周知徹底するとともに、速やかに所要の措置をとるものとする。

また、注意の必要がないことが明らかになるまでラジオ等放送により状況を聴取するよう努めるものとする。

第3節 水防団の出動

水防団（消防団）の出動準備又は出動については、「第6章 水防警報」の定めによるほか、次に示す基準によって水防管理者が指令を出し、水防団（消防団）の水防活動を適切に行わせるものとする。

第1 出動準備

- 1 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発表されたとき。
- 2 洪水及び高潮による漏水、水があふれ、堤防の決壊等の危険が予想されるとき。
- 3 県水防計画に定める氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- 4 その他水防管理者が必要と認めるとき。

第2 出動

- 1 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発表されたとき。
- 2 洪水及び高潮による漏水、水があふれ、堤防の決壊等の危険が切迫したとき。
- 3 県水防計画に定める出動水位に達したとき。
- 4 その他水防管理者が必要と認めるとき。

第4節 監視及び警戒とその措置

第1 常時監視

市内の河川及び海岸堤防等については、巡視員を設け、随時それぞれの分担区域内を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、知多建設事務所に連絡するものとする。

ため池についても同様に巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該ため池管理者及び知多農林水産事務所に連絡するものとする。

第2 非常警戒

非常体制が発動されたときは、河川、海岸、ため池堤防等の監視及び警戒を全力で行い、特に過去の被害箇所その他重要な箇所を中心として、堤防の表側と上端と裏側の3班に分かれて次のことに注意して巡視するものとする。

異常を発見した場合は、直ちに知多県民事務所、知多建設事務所、知多農林水産事務所に連絡するとともに、水防作業を開始する。ただし、活動に際しては、自身の安全及び避難を優先すること。

- 1 堤防斜面裏の漏水又は飽水による亀裂及び堤防斜面崩壊
- 2 堤防斜面表で水当りの強い場所の亀裂及び堤防斜面崩壊
- 3 堤防の上端の亀裂及び沈下
- 4 堤防の水があふれる状況
- 5 水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締りぐあい
- 6 橋りょうその他の構造物と堤防との取付部分の異常

ため池については、1から6のほか更に次の点に注意する。

- (1) 余水吐及び放水路付近の状態
- (2) 流域の山崩れの状況
- (3) 流入水及びその浮遊物の状態
- (4) 重ね池の場合、その上部ため池の状態
- (5) 水門の漏水による亀裂及び欠け崩れ

第3 河川、海岸の巡視責任者

1 巡視責任者

新舞子海岸	新舞子地区駐在員	第4分団長
大草海岸	大草駐在員	//
信濃川	八幡地区駐在員	第1分団長
信濃川	佐布里地区駐在員	第2分団長
野崎川	廻間駐在員	第1分団長
美濃川	新知地区駐在員	第2分団長
阿久比川	巽が丘駐在員	第1分団長
日長川	岡田地区駐在員	第3分団長
長浦川	長浦駐在員	第4分団長
日長川	日長地区駐在員	//
鍛冶屋川	//	//
江川	新舞子北駐在員	//
矢田川	南粕谷駐在員	第5分団長
藤戸川	//	//
久米川	//	//
落田川	大興寺駐在員	//

2 巡視報告様式

巡視者職氏名	
巡視年月日	
巡視区域	
状況	
異常発見による処理	
その他	

第5節 水門等の操作

水門、こう門、えん堤、ため池等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。ただし、活動に際しては、自身の安全及び避難を優先すること。

管理者は、毎年出水期に先立ち門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行わなければならない。

第6節 水防作業

第1 水防工法

水防工法は、その選定を誤らなければ1種類の工法を施行するだけで成果をあげる場合が多い。しかし、時には数種の工法を並施し、はじめてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々に行い、極力水防に努めなければならない。

工法を選ぶに当たっては、堤防の組成材料、流速、斜面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工する。

水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法は、概ね次のとおりである。

1 漏水

(1) 噴口が堤腹のとき

噴口の下にむしろ張りなどを行い、堤腹を洗われぬようにし、吐口が大きい場合は「月の輪」を施す。

(2) 堤防の裏斜面、犬走り又は居住地側が平場のとき

釜段工を施すが、噴水、漏水が少量の時は土管を伏せたり、底抜きの「たる」や「おけ」を伏せるか、又は「木流し張りむしろ」を行う。

(3) 堤防の表斜面、吸込口の手当

吸込口を突き止めることができれば、その口に「差しわら」又は「粘土のう」をし、これに浮き止めの竹を施す。

吸込口が発見できないときは、その付近一帯に「むしろ張工」「畳張工」「木流工」を行う。ただし、吸水口がふさがれていない間は漏水口をふさいではならない。

2 堤防の表斜面の崩壊

(1) 堤防が崩壊するとき

「木流工」「むしろ張工」「畳張工」で保護し、もし堤防斜面崩壊が拡大してこれらの工法では不安と思われる場合には「築廻工」を行って補強する。

(2) 堤脚や護岸部の崩壊のとき

「蛇籠入」「捨石」「粹入」「木流工」「むしろ張工」を行って崩壊の拡大を防止する。

3 堤防の上端及び裏斜面の亀裂又は崩壊

(1) 亀裂が浅いとき

亀裂箇所を掘り返して埋めもどし、十分つき固めを行う。ただし、飽水により堤体が軟弱な場合は、次の(2)の工法による方が適当である。

- (2) 亀裂が深いとき
「折返し工」「控取工」「つなぎ杭工」「五徳工」などの地縛り工法を施す。
- (3) 堤防斜面崩壊に対して
「五徳工」「杭打積土のう工」「土のう羽口工」「力杭打工」「亀止工」などで防止する。
- 4 水があふれる時
「積土のう工」（3俵以上になると止め杭を使用する。）「板さく工」
- 5 その他
水門の表に「月の輪締切」か「詰土のう」を施す。漏水の程度がその圧力を減ずればよい場合は、堤防の裏斜面側に「月の輪」を行うものとする。
- 6 ため池の措置
警戒水位をこえることが予想されるときは、その危険性を確かめ、下流部の影響を考慮のうえ適正な措置をとるものとする。

第2 水防活動上の心得

- 1 命令なくして部所を離れたり、勝手な行動をとらないこと。
- 2 作業中は私語を慎しみ、終始敢闘精神をもって守りぬくこと。
- 3 夜間など特に言動に注意し、みだりに「水があふれる」とか「決壊」等の想像による言動を取らないこと。
- 4 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重をきし、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がけること。
- 5 洪水時において堤防の異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが一般に水位が最大の時、又はその前後である。
しかし、堤防斜面崩壊、陥没等は、通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水水位の4分の3くらいに減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで、警戒を解いてはならない。

第7節 避難

1 避難指示等

洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防の第1次的責務者である市長を中心として相互に連携をとり、避難のための立退きを指示する。この場合、必要に応じて知多警察署長にその旨を通知するものとする。

2 避難等の周知徹底

避難等については、その周知徹底を図るため、できる限り避難指示等の理由、避難先、避難経路及び避難上の注意事項を明確にし、広報車、伝達員、放送、警鐘、吹流し等により伝達する。

3 避難誘導及び移送

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては水防管理団体又は警察が行う。

- (1) 避難立退きの誘導に当たっては、災害発生時に自衛行動等に支障のある高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦、日本語がわからない外国人等の避難行動要支援者を先に行い、一般市民はその次とする。
- (2) 避難立退きに当たっての輸送は、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力による立退きが不可能なときには、水防管理団体が車両、船艇等によって行うものとする。
- (3) 被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、水防管理団体において処置できないときは、県に対し避難者移送の要請をするものとする。また、事態が急迫しているときは、近隣市町、知多警察署と連携して実施するものとする。
- (4) 避難誘導者は、避難立退きに当たって携帯品を必要に応じ最小限に制限し、円滑な立退きを指導する。

4 避難所の設置

知多市地域防災計画の定めるところによる。

(「第三部 附属資料」3-16 指定避難所・指定緊急避難場所)

5 その他

避難に関する詳細は、愛知県地域防災計画及び知多市地域防災計画に定めるところによる。

第8節 決壊等の通報及び決壊後の処理

第1 決壊の通報

堤防その他の施設が決壊した（斜面崩壊又は斜面崩壊のおそれがある）ときは、直ちにその旨を知多県民事務所、知多建設事務所、知多農林水産事務所、知多保健所、知多警察署及び氾濫する方向の隣接水防管理団体に報告しなければならない。

なお、人的・住家被害を認知したときは、被害状況をとりまとめ、市町村防災支援システムに入力し県に報告するものとする。

第2 決壊箇所の処置

決壊箇所については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

第9節 水防解除

水防団（消防団）に対して水防警報の解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに、知多建設事務所に対して通報するものとする。

第8章 水防訓練等

第1節 水防訓練

第1 水防訓練実施要領

次の項目について水防訓練を行うものとし、実施に当たっては、特に住民の参加を得て水防思想の高揚に努めるものとする。

- 1 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- 2 通報（電話、無線、伝達）
- 3 動員（水防団（消防団）、居住者の応援）
- 4 輸送（資材、器材、人員）
- 5 工法（各水防工法）
- 6 樋門、角落しの操作
- 7 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

第2 水防訓練実施時期

実施に当たっては5月から11月までの間とする。

第2節 費用負担と公用負担

第1 費用負担

水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担する。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との間の協議によって決める。

第2 公用負担

1 公用負担権限

水防のため必要あるときは、水防管理者、水防団長（消防団長）又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。また、水防管理者等から委任を受けた者も同様とする。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他資材の使用
- (3) 土石、竹木、その他資材の収用
- (4) 車両、その他運搬具又は器具の使用
- (5) 工作物、その他の障害物の処分

2 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長(消防団長)又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあっては次のような証明書を携行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

公用負担権限証明書	
職 名	
氏 名	
上記の者に	の区域における水防法第28条第1項の権限
行使を委任したことを証明します。	
年 月 日	
	知多市長
	⑩

3 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成し、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡ししなければならない。

(第 号)		公 用 負 担 証	
目的別	種類		
負担内容	使用	収容	処分等
年 月 日			
		知多市長	⑩
		事務取扱者	⑩
	様		

第3 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、時価によりその損失を補償しなければならない。

第3節 水防報告と水防記録

水防が終結したときは、3日以内に次の事項を取りまとめて第1号様式及び第2号様式により知多建設事務所に報告する。

- 1 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻
- 2 水防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び出動人員
- 3 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- 4 堤防、水こう門等の異常の有無及びそれぞれに対する処置とその効果
- 5 使用資器材の種類・数量
- 6 公用負担の内容
- 7 応援の状況
- 8 避難指示及び立退きの指示の発令日時、発令区域
- 9 水防関係者の死傷
- 10 水防功労者及び功績
- 11 水防管理者の所見
- 12 その他必要事項

第9章 河川管理者の協力

第1節 河川管理者の協力事項

第1 河川管理者の水防への協力

河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 河川に関する情報の提供
- 2 水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 3 水防団(消防団)及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 4 水害に関する地域住民への啓発

第1号様式（第8章 第3節 関係）

水防報告書(水防管理団体)

報告者 番号 内線

水防管理団体名		知多市					年 月 日報告	
増水(出水)の概要		級	川水系	川始め		河川		
		最高時間雨量	mm	月	日	時	地内	
		総雨量	mm	月	日	時	月 日 時	
水防活動	実施日時	月 日 時頃 ~ 月 日 時頃						
	実施箇所	NO.	河川名	左右岸	位置	人員	実施工法	
		1			m	名		
		2 3						
延出動人員	水防団		名	自衛隊	名	居住者	名	
	消防団		名 ()	名	計		名	
水防作業の概要及び水防工法								
水防の結果	種別	人	家屋	田畑	堤防	その他		
	水防の効果	名	棟	ha	m			
	被害							
使用資器材	種類	数量	単価	金額(円)				
特記事項								

備考

「増水(出水)の概要」「実施箇所」・・・複数ある場合は別紙に記載すること。

「特記事項」・・・①水防功労者の氏名、年齢、功績概要、②決壊(破堤)又は水があふれた(越水)箇所を記入すること。紙面が足りない場合は別紙とすること。

第2号様式（第8章 第3節 関係）

年台風第 号における水防活動

(愛知県知多市消防団・ 年 月 日～ 日)

○概要

知多市消防団は、年 月 日、台風第 号の影響に伴う集中豪雨に際し、○分団が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地に越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の無軽減のため活動した。

活動時間	出動述人数	主な活動内容
○/○～○/○ 約1.2時間	○名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動又は
被害状況写真

○○川左岸(○○地先)
堤防巡視

水防活動

○○川左岸(○○地先)
月の輪工

水防活動又は
被害状況写真

○○川左岸(○○地先)
積み土のう工

水防活動又は
被害状況写真

○○地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

別表第1（第5章 第1節 関係）

水防上の注意箇所—河川

河川名	注意箇所	同延長（m）	予想される危険	対策水防工法	担当駐在員	担当分団
信濃川	信濃川樋門から上流端	右 5,600 左	崩壊 水があふれる	杭打 積土のう工	荒井 荒古 堀之内 廻間 中島 杉山 寺本新町 井洞 東谷 佐南	第1 第2
日長川	岡田橋上流	右 920 左	//	//	岡田一区第1 岡田一区第2 岡田二区第1	第3
鍛冶屋川	日長橋から沢渡橋	右 2,200 左	崩壊 河床洗屈	木流し工	日長二区 日長三区 新舞子台 日長台	第4
	沢渡橋上流	右 300 左	水があふれる	積土のう工	旭桃台	第5

注意箇所延長の欄中「左」は左岸「右」は右岸をいう。

別表第2（第5章 第1節 関係）

水防上の注意箇所—ため池

ため池名	所在地	注意箇所延長(m)	予想される危険	対策水防工法	担当分団
石根下池	日長字中石根	138	堤体土質軟弱、 基礎地盤軟弱	押え盛土工法、地盤改良	第4
種廻間池	日長字上種廻間	199	堤体土質軟弱	押え盛土工法	第4
地極池	岡田字地極池	92	//	//	第3
新舞子大池	新舞子字奥新曾	80	//	//	第4
親池	南粕谷新町4丁目	76	//	//	第5

別表第3 (第5章 第2節 関係)

水防上重要な水門、こう門等

名 称	所在地	構造	管理責任者	支援機関
美濃川防潮水門	新知	鉄扉動力巻上式	土木課	消防署
日長川水門	日長	鋼製ローラーゲート (電動)	//	//
日長1号陸門	日長	鉄扉手動横引き式	//	//
日長2号陸門	新知	鉄扉手動横引き式	//	//
日長角落し	日長	角材(日長1号~3号) 3,000mm×80mm×1,480mm 3組 角材(日長4号~6号) 3,000mm×80mm×1,300mm 3組 6箇所(旭水防倉庫)	//	//
大草排水機場	大草	φ1,000mm×130PS×1台 φ900mm×75KW×1台 φ700mm×75KW×1台 φ250mm×11KW×1台 φ150mm×11KW×1台 鋼製ゲート(スライド ゲート及びマイター ゲート)2門、鉄扉電動 捲揚式	農業振興課	//

知多市地域防災計画
— 附 属 資 料 —
愛知県石油コンビナート等防災計画
知多市水防計画

知多市防災会議（知多市総務部防災危機管理課、都市整備部土木課）

〒478-8601 愛知県知多市緑町1番地

電 話 0562-36-2638（防災危機管理課直通） 0562-36-2670（土木課直通）

F A X 0562-32-1010

U R L <http://www.city.chita.lg.jp>

E-mail bousai@city.chita.lg.jp（防災危機管理課）

doboku@city.chita.lg.jp（土木課）